

令和3年第3回東広島市議会定例会

議

案

令和3年8月

目 次

諮問第102号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1
諮問第103号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	3
諮問第104号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	5
同意案第105号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……………	7
同意案第106号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……………	9
議案第107号	市道の路線の廃止について……………	11
議案第108号	市道の路線の認定について……………	13
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について……………	15
議案第110号	請負契約の締結について……………	17
議案第111号	委託契約の締結について……………	19
議案第112号	請負契約の変更について……………	21
議案第113号	請負契約の変更について……………	23

議案第 1 1 4 号	東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について……………	2 5
議案第 1 1 5 号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について……………	3 2
議案第 1 1 6 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	3 4
議案第 1 1 7 号	東広島市印鑑条例の一部改正について……………	3 6

諮問第102号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 金 口 浩 二

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和3年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第103号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 渡 邊 豪

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和3年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第104号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 中 村 享 司

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和3年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第105号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 山 本 公 孝

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和3年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

同意案第106号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 西 原 靖 子

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和3年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

議案第107号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の市道の路線を廃止するため、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
西条東2号線	東広島市西条町西条東字 山崎1242番地先	東広島市西条町下見字西 仏3659番3地先	
奥屋東20号線	東広島市志和町奥屋字有 政1866番1地先	東広島市志和町奥屋字有 政1883番1地先	

(提案理由)

都市計画道路の整備及び市道の路線の見直しに伴い、終点を変更する市道の路線等を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第108号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
西条東2号線	東広島市西条町西条東字 山崎1242番地先	東広島市西条町下見字西 仏3640番1地先	

(提案理由)

市道の路線の廃止に伴い終点を変更した路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第109号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例（令和2年東広島市条例第62号）に基づき設置する東広島市道の駅西条のん太の酒蔵の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市道の駅西条の ん太の酒蔵	株式会社第一ビルサー ビス 代表取締役 杉川 聡	広島市中区大手町五丁目3 番12号

- 2 指定期間

令和3年10月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第110号

請負契約の締結について

令和3年度八本松駅前土地区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和3年度八本松駅前土地区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

7億3,480万円

4 契約の相手方

シンクコンストラクション・シンクファーム特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

構 成 員 東広島市高屋町檜山779番地3

シンクファーム株式会社

代表取締役 加 藤 卓

(提案理由)

令和3年度八本松駅前土地区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第111号

委託契約の締結について

山陽本線西条構内御建跨線道路橋補修工事委託に関する基本協定を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 契約の目的
山陽本線西条構内御建跨線道路橋補修工事
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
4億8,872万6,000円
- 4 契約の相手方
西日本旅客鉄道株式会社

(提案理由)

山陽本線西条構内御建跨線道路橋補修工事委託に関する基本協定を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第112号

請負契約の変更について

令和元年9月18日議決第178号により議決を経た道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事（工事）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 8億7,230万円」を「3 契約金額 9億7,041万1,200円」に改める。

(提案理由)

道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事（工事）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第113号

請負契約の変更について

令和3年2月26日議決第53号により議決を経た令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事（2-7）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 1億8,560万3,000円」を「3 契約金額 2億241万5,400円」に改める。

(提案理由)

令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事(2-7)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 4 号

東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号。以下この条及び次条第 2 項において「法」という。）第 1 4 3 条第 1 項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区（法第 1 4 2 条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。）に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(保存活用計画)

第 2 条 東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条の規定により保存地区に係る都市計画の決定があったときは、第 9 条第 1 項に規定する審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存及び活用に関する計画（以下この条において「保存活用計画」という。）を定めるものとする。

2 保存活用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存及び活用に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群（法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する伝統的建造物群をいう。以下同じ。）を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存する

ため特に必要と認められる物件（以下この項及び第8条において「環境物件」という。）の決定に関する事項

(3) 保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）及び環境物件の保存整備計画に関する事項

(4) 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存及び活用のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

(6) 保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画に関する事項

3 教育委員会は、保存活用計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存活用計画を変更する場合について準用する。
（現状変更行為の規制）

第3条 保存地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更であつて、その外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石の類の採取

(6) 水面の埋立て又は干拓

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為であつて、次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この項において同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物であつて、地下に設けるもの

(3) 次に掲げる木竹の伐採

- ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ウ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項に規定する森林病虫害等の防除のための木竹の伐採
- エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- イ 広島県公安委員会又は道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
- ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (ア) 建築物等（仮設の工作物を除く。）の新築、改築、増築、移転又は除却
 - (イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部若しくは待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置
 - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
 - (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行う場合を除く。）
 - (オ) 水面の埋立て又は干拓

3 市長及び教育委員会は、第1項の許可をする場合において、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第4条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為であって、次に定める基準（市長にあつては、第8号に定める基準）に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更であつて、その外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

- (2) 伝統的建造物の移転（当該保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更であって、その外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 伝統的建造物以外の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 伝統的建造物以外の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までに掲げる行為については、これらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。

（国の機関等に関する特例）

第5条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下この条において「国の機関等」という。）が行う行為については、第3条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び教育委員会に協議しなければならない。

（許可の取消し等）

第6条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のために必要な限度において、第3条第1項の許可を取り消し、又は

工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

(3) 第3条第3項の規定により許可に付された条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第3条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長及び教育委員会は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとるべきことを命じようとするときは、あらかじめ、第9条第1項に規定する審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

（助言等）

第7条 市長及び教育委員会は、保存地区の保存のために必要があると認めるときは、保存地区内において第3条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（経費の補助等）

第8条 市は、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することができる。

（審議会の設置等）

第9条 教育委員会に東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係地域を代表する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の許可を受けずに同項各号に掲げる行為（同条第2項又は第5条の規定により許可を受けることを要しないとされたものを除く。）をしたとき。

(2) 第6条第1項の規定による命令に違反したとき。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市の文化的向上に資することを目的として、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

文化財保護法

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

議案第 1 1 5 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和 5 0 年東広島市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東広島市史編さん委員会	東広島市史の編さんに係る基本計画及び実施計画の策定並びに東広島市史の編さんに関する重要な事項を審議すること。
-------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新たに附属機関を設置するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。一略一

議案第116号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 法令の規定により、無料で取り扱うこととされているとき。
- (2) 官公署から請求があったとき。
- (3) 公費の扶助を受けている者から請求があったとき。
- (4) 風水害、震災その他これらに類する災害又は火災により被害を受けた者から、規則で定める事務に係る請求があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表第6中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、5の項から29の項までを3項ずつ繰り上げ、同表備考第1号中「4」を「1の項」に改め、同備考第2号中「5」を「2の項」に改め、同備考第3号中「6」を「3の項」に改め、同備考第4号中「25」を「22の項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされる申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

風水害、震災その他これらに類する災害によって生じた被害を受けた者等の負担を軽減することを目的として、災害り災証明書交付手数料等を廃止するとともに、手数料の減免に係る所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 1 1 7 号

東広島市印鑑条例の一部改正について

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例

東広島市印鑑条例（平成 2 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「次項」の右に「及び第 4 項」を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 登録者本人が前項の規定による申請をする場合であって、市長が別に定める方法により、交付申請者が登録者本人であること及び当該申請が登録者本人の意思に基づくものであることを確認することができるときは、同項の規定にかかわらず、交付申請者は、登録証の添付を省略することができる。

3 前項に規定する場合における第 1 3 条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第 3 号から第 5 号まで」とし、同条第 1 号及び第 2 号の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

印鑑登録証明書の交付申請について、印鑑の登録を受けた者本人が申請をした場合であって、当該申請をした者が印鑑の登録を受けた者本人であること等を確認することができるときに限り、印鑑登録証の添付を不要とするとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。